

| 確認事項（お客様チェック） | | |
|---------------|---|---|
| | 内 容 | ☑ |
| 登記名義人について | 申請者が登記名義人となります。 途中で変更はできませんので、ご了承ください。 【要領 P 6】 | |
| 登記時期について | 保留地は嬉野市として保存登記されておりますので、お客様へ所有権移転登記を行います。 その際に必要となる、登記費用（登録免許税）はおお客様の負担となります。 【要領 P 6】 | |
| 代金支払期限について | 保留地売却決定通知日から10日以内に契約締結及び契約保証金（売買代金の10%以上）を納付していただきます。 さらに、契約締結日から60日以内に売買代金の残額を納付していただきます。 【要領 P 4・5】 | |
| 土地の使用・管理について | 「保留地売渡証書」(※売買代金完納後に市から交付します。)を受けた日から、土地を使用できるようになります。 また同時に、土地の敷地及び境界の管理は、お客様となります。 【要領 P 6】 | |
| 契約解除について | 契約が解除された場合、土地を原状に回復して返還いただきます。また、契約保証金については還付されませんので、ご了承ください。 ※ 売買代金に契約保証金を充当されている場合は、当保証金を除いた代金を還付します。 【要領 P 5】 | |

令和 年 月 日

上記確認事項について、要領を読み、了承したことを認めます。

氏名

印